

## 令和4年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和4年5月19日(木)

○会長 定刻になりましたので、多摩市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の出席者数ですが、11名です。全委員が12名という中で、過半数の出席がありますので、多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条6項の審議会開催要件を満たしております。なお、J委員から欠席の御連絡をいただいております。

委員の交代もございますので、御紹介したいと思います。

小学校PTA連絡協議会の委員がE委員に代わられました。それから、多摩ニュータウン環境組合の委員がI委員に代わられておられます。両委員には、自己紹介も兼ねて一言御挨拶をお願いします。

E委員からお願いします。

○E委員 小学校PTA連絡協議会のEと申します。これから2年、務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○会長 よろしくよろしくお願いいたします。I委員、お願いします。

○I委員 この4月に、多摩ニュータウン環境組合の事務局長に着任いたしましたIでございます。環境行政のことについては初めてでございます。皆様、よろしくお願いいたします。

○会長 両委員、ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に沿いまして、議事を進めたいと思います。

まず、本日使用する資料について、事務局のほうから御説明をお願いします。

○ごみ対策課長 初めに、本日使用する資料の確認をお願いいたします。資料がない方は挙手いただければ、事務局職員がお渡しに伺います。

まず、事前配付資料として郵送させていただきました、令和4年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会次第というA4片面印刷1枚、ございますか。よろしいですか。ありがとうございます。2点目、右上に資料1と書かれた、多摩市廃棄物減量等推進審議会(令和4年5月1日改訂版)A4片面印刷1枚でございます。これは、大変申し訳ありませんが、資料を郵送させていただいた後に修正が入りましたので、本日、皆様の机の上に、改めて、右上

に当日差し替え版と記載させていただいたものを置かせていただきました。ございますか。よろしいですか。差し替えをお願いいたします。3点目の資料ですが、右上に資料2と記載された一般廃棄物処理基本計画構成イメージ、2ページ目がごみ減量目標、3ページ目が排出抑制計画でございます。ホチキス留めされたA4両面印刷2枚つづりになっております。ございますか。資料の4点目は、右上に資料3と記載された、A3片面印刷1枚、令和3年度ごみ減量・資源化の状況についてというものでございます。こちらについても、大変申し訳ありませんが、資料を郵送後に修正が入りましたので、本日皆様の机の上に置かせていただきました。右上に、当日差し替え版と記載したものを置かせていただいております。ございますか。こちらと差し替えをお願いいたします。資料の5点目は、右上に資料4と記載された、令和3年度ごみの組成について、A4片面印刷1枚でございます。こちらは、事前には送っておらず、本日の当日配付資料でございます。ございますか。資料の6点目は、右上に資料5と記載された資源収集量の推移について、A4片面印刷1枚でございます。ございますか。資料の7点目は、右上に資料6と記載された課題の抽出について、ホチキス留めされたA4両面印刷2枚でございます。ございますか。最後になりますが、右上に参考資料と記載された、既定計画の実施状況について、A4の少し厚めの冊子になっております。ございますか。以上で、事務局から配付資料の確認を終わります。

○会長 配付資料の確認、ありがとうございました。

それでは、次第に沿いまして、次第の2、議事（1）報告事項について、事務局から御説明をお願いします。

○ごみ対策課長 改めまして、事務局のごみ対策課長でございます。委員の皆様におかれましては、本年度もどうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、議事の（1）報告事項について御説明申し上げます。

初めに、①委員変更についてです。開会に当たり、今回、新たに委員となられましたE委員、I委員から既に御挨拶をいただきましたが、資料1、多摩市廃棄物減量等推進審議会委員等名簿の令和4年5月1日改訂版を作成いたしましたので、委員の皆様へ配付をさせていただきました。

次に、②の事務局職員の変更について御報告を申し上げます。まず、環境部長が5月1日付の多摩市の人事異動で交代となりましたので、環境部長より御挨拶申し上げます。

○環境部長 改めまして、5月1日付で環境部長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

ここ数年、環境部長の体調が優れず、不在の間も多く、御迷惑等をおかけしております。なるべく早く戦力になるように取り組んでいきたいと思っておりますので、御指導くださいますようお願いいたします。

○ごみ対策課長 ありがとうございました。

続いて、資料1、多摩市廃棄物減量等推進審議会委員等名簿の下段に示すとおり、環境部ごみ対策課においても異動がございましたので、併せて御紹介させていただきます。

～省略～

○ごみ対策課長 以上が、5月1日以降、事務局のメンバーの変更についてとなります。よろしくお願いいたします。

次に、報告事項の③一般廃棄物処理基本計画策定支援業務委託の請負契約の締結について、御報告申し上げます。

多摩市では、現在当審議会に諮問中の、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間における新たな多摩市一般廃棄物処理基本計画策定に向けた技術的な支援やアドバイス等を目的に、入札を経て選定されたK社との間で請負契約を締結いたしましたので、御報告いたします。

主な業務内容は、ごみ処理基本計画の策定、本審議会開催の支援及び参加、それから成果物の印刷製本等となります。

契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。本日の審議会にもK社様からお越しいただいておりますので、自己紹介を兼ねて御挨拶をお願いいたします。

○K社 よろしくお願いいたします。

○ごみ対策課長 以上で、事務局より、議事（1）の報告を終わります。

○会長 ありがとうございました。ただいまの課長からの御報告、御紹介につきまして、何か皆さんのほうから御質問ございますか。

それでは、次の議事（2）多摩市一般廃棄物処理基本計画の構成及び目標項目について、こちらは昨年度までに審議会承認した内容の確認となる部分が大部分ですけれども、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○計画担当主査（施設） 皆様、改めまして、よろしくお願いいたします。

計画担当より、議事（２）多摩市一般廃棄物処理基本計画の構成及び目標項目について説明をさせていただきます。

資料２を御覧ください。着座にて失礼させていただきます。

初めに、資料２、表面の一般廃棄物処理基本計画の構成イメージについて御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、前回審議会、令和３年度第４回の審議会のときにも説明をさせていただいている内容ですが、１、２につきましては、多摩市の現況について、を新たな計画へ記載する予定で、次回、第２回の審議会の際に、具体的な内容についてお示ししたいと考えております。

３のごみ処理の現状と課題につきましては、この後、本日の審議会のメインの議題として取り扱わせていただき、具体的に計画に記載する予定で考えております。

４のごみ処理基本計画におきましては、審議会の皆様から答申をいただく内容となり、次回７月開催の審議会、及びその次の８月開催予定の審議会の主題になる部分となります。

５の生活排水処理基本計画については、こちらも記載をさせていただきます。

前回審議会の際には盛り込んでいない内容でしたが、事務局内部で検討して、最後に、資料編を構成の最後に追加をしたいと考えております。この資料編につきましては、現在は、緑色の冊子の一般廃棄物処理基本計画とは別に、別冊で設けているものです。これらは全１３２ページからなっておりますが、この１３２ページのうち、第４章の清掃事業概要と条例という部分で、１３２分の１２３ページを占めております。

この第４章の清掃事業概要に記載されている内容といいますが、市で年に一度更新しております清掃事業実績の内容と変わらない部分が多分にありますので、新たな計画におきましては、清掃事業実績と条例の部分を割愛させていただき、令和２年度に実施をしました、多摩市食品ロス実態調査の結果、ごみの将来推計、用語解説等を新たに項目として加えさせていただいて、一般廃棄物処理基本計画に資料編も加えて１冊で収まる全体構成といたく、提案をさせていただきます。

次に、資料２の裏面、ごみ減量目標を御覧ください。

資料２の裏面につきましては、令和３年度第３回の審議会で皆様に既に御承認をいただいている内容で、排出量の削減、資源化率、焼却残渣を資源化し埋立処分量ゼロを維持、という３つを目標に掲げました。具体的な削減数値や目標とする資源化率につきましては、K社さんにも協力をしていただき、次回第２回の審議会で提示を予定しております。

最後に、3ページ目になります。排出抑制計画になります。

こちらは、令和3年度第4回の審議会にて既に御承認をいただいている内容になりますが、先ほどの3つの目標を達成するための5つの柱となります。現計画との大きな違いにつきましては、4番目の食品ごみの削減の部分を大きくピックアップし、着実に減量していこうという表れと、非常に重要な地球温暖化に直結するプラスチックの削減を表面化し、柱の1つとして加えていこうという内容になります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長 ただいまの御説明について、何か御質問とか御意見ございましたらお願いいたします。G委員、お願いします。

○G委員 最後の排出抑制計画のところの1番の施策の展開というところの2番です。エコショップの審査会のメンバーとして長年やってきている者として、「エコショップ・スーパーエコショップの推進」というところを、実態に合わせて「エコショップの推進」という形に持っていけたらいいのではないかと思ったので、意見としてここで述べさせていたきたく、お願いしたいと思います。

○会長 スーパーエコショップは、『スーパー』はいらない？

○G委員 削除してもいいのではないかと。

○会長 その理由は、どういうことでしょう。

○G委員 長いことエコショップの審査会に関わっていて、エコショップを推進していくという点では、色々な形で、多摩市の場合は、スーパーとかコンビニなどにインセンティブを与えるという形で取り組んできて、なかなかそれは効果が上がっていると思うんですが、現状として、スーパーエコショップというところは難しいかなということもありまして、あえてここでスーパーエコショップの推進と言わなくてもいいのではないかなと、審査会のメンバーの1人としては思っているところで、ここでスーパーエコショップをうたってしまうと、審査会でこれを変えることができないので、審査会で色々な形で検討しやすくするためにも、エコショップの推進に留めておいてはいかがかなと思いました。

○会長 なるほど。そういう御提案が、実際にエコショップの認定等にも参加されているG委員から出たということ。

○G委員 意見ということで。

○会長 他の委員いかがですか。A委員、どうぞ。

○A委員 エコショップとスーパーエコショップの違いは何でしょうか。

○会長 スーパーエコショップというのは、一番すばらしい取組、いろいろ取組項目の要件がありまして、それを満たすものということです。それを満たした場合には、小売店さんの場合、指定袋の取扱い店になっている場合に、取扱い手数料を非常に引き上げてもらえるということですよね。12%でしたか。

○G委員 今は12%。

○会長 高い、何というか、マージンをつけていただけるとのことです。スーパーエコショップ、エコショップ1、エコショップ2、こうなっているんです。そして一般の非エコショップですよね。非エコショップの場合は、取扱い手数料が6%ですよね。だから、倍の取扱い手数料をスーパーエコショップさんは頂けると。しかし、その認定に当たっては非常に厳しい要件を満たすことが必要で、例えば、牛乳パックの回収なども行うとか、そのようなことを満たすということです。B委員、お願いします。

○B委員 全体のイメージ、資料2というわけじゃないんですが、昨今、震災やら、あと気候変動で災害廃棄物に対する、去年も私が都内で委員やっているところで、基本計画をつくったんですが、どこか位置づけとして何かつくっていくという考えはあるのかどうか、事務局にお伺いしたいと思います。災害廃棄物の処理基本計画。

○会長 課長から。

○ごみ対策課長 災害廃棄物処理基本計画は、多摩市は既に策定しておりまして、本審議会にも、一昨年、概要をお配りさせていただいたかと思います。現在、その下位計画、実行計画を検討している最中です。

○会長 よろしいですか。

○B委員 はい。

○会長 スーパーエコショップのことについてお願いします。

○ごみ対策課長 スーパーショップのことについて、事務局から口を挟ませていただいて恐縮ですが、感想として、スーパーエコショップも、エコショップの中の1つの種類ですので、そこまで書かなくても伝わると思います。

毎年度、このエコショップ制度は、審査委員の皆さんと、審査方法も含めて、事務局で見直しをしながら進めているものですので、このスーパーエコショップの今後の扱いについては、そういった選択の余地を残した形で書いていただくことは、私ども事務局としても、歓迎をさせていただきたいと思います。

結論として、このスーパーエコショップという記述は削っても差し支えはないんじゃないな

いかと考えております。

○会長 承知しました。事務局もそういう御意見ですので、ここの「・スーパーエコショップ」、これは削除です。そのような形でいくということにしたいと思います。ありがとうございました。

他に、ここの資料2の関連で何か御意見ございますか。それでは、次に移りたいと思います。

(3)、本日の議題の廃棄物処理の現状と課題についてです。

初めに、事務局のほうから、①の令和3年度ごみ減量・資源化の状況について、②令和3年度ごみの組成について、③資源収集量の推移についての説明をお願いいたします。

○ごみ減量推進担当主査 よろしくをお願いいたします。

私からは、①令和3年度ごみ減量・資源化の状況について御説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、A3判の資料3を御覧ください。

こちらの資料3の令和3年度につきましては、現段階では速報値での御報告となりますので、御了承ください。事前に資料をお送りしておりますが、数字の一部に変更がありましたので、本日差し換えをさせていただいております。数値の変更箇所につきましては後ほど触れさせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

この資料は、一番左の列、平成23年度を基準年としまして、平成28年から令和3年度までの6か年のごみの排出量、資源化率の推移を示したものであります。一番右の列の令和4年度が目標値の値となっております。令和3年度第3回の審議会でも説明させていただいているところではあります。この目標は、現計画の初年度となる平成25年度より、可燃、不燃、粗大、有害性などのごみを毎年1%ずつ減らし、基準年とした平成23年度のごみ量に対し、令和4年度の目標値で10%削減することを目標に掲げ、ごみ量を減量してまいりました。

計画策定から着実に減量率が向上し、令和3年度には、ごみ量13.3%減となり、計画期間における目標を達成しました。なお、ごみの排出量の目標値は上回っておりますが、内訳を見ると、施策の減量効果の現れ方は一定ではございません。

表上段の収集ごみ(家庭系)を御覧ください。家庭系ごみの排出量は、平成29年度以降、微増減を繰り返す状態が続いており、令和3年度の減量率は2.8%にとどまり、計画期間における目標の10%には届かない状況となっております。不燃ごみにつきましては、目標

は達成しておりますが、近年横ばいの状況が継続しており、ごみを減らす取組、新たな仕組みづくりが求められている状況となっております。家庭系粗大ごみですが、令和元年度までは着実に減量が見られておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大によるステイホームが進行したことから、自宅内での整理整頓を進める機会が増え、粗大ごみの増加の結果となっております。

令和3年度の家庭系ごみの全体としては、5.5%の減量で、目標の10%削減には届いておりません。しかし、事業系ごみは、平成28年10月処理手数料値上げ、その後、排出指導の強化、及び令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は32%の減量となっております。

事業系ごみにつきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業所、事業系が、全体、減少傾向となっており、ごみの減量が進んでいるところではあるのですが、コロナ禍が収束に向かい、ごみ量が増えてくることが予想されますので、今の状態を継続、もしくはさらなる減量を推進していくことが重要と考えており、市で収集している小規模事業所への働きかけはもちろんのこと、大規模事業所についても、廃棄物の適正処理、資源化の推進、減量対策の強化が必要と考えております。

このような状況から、今後のごみ量減量を推進していくための課題としては、家庭系の一般ごみとしては、生ごみ、食品ごみ対策、紙類対策、そういったものが重要と考えております。事業系としては、適正分別、資源化の徹底を行うべきと考えております。

先ほど差し替え数値がありましたと申し上げましたが、差し替え数値は、下から2行目の資源化率についてのところですが、今回、令和3年度、差し替え数値では34.0%と示しておりますが、前回事前配付した資料では34.4%となっており、数字の不備がありましたので、ここにてお詫び申し上げます。資源化率につきましては、平成28年度、令和2年度まで、34%から35%を推移しておりましたが、令和3年度につきましても34%にとどまっております。これにより、目標値である40%には届いていない状況となっております。

なお、埋立量の推移ですが、令和3年度につきましても、実績として0トンと、埋立はしておりません。昨年度に引き続き、目標を達成しております。

以上で、令和3年度のごみ減量資源化の状況について、説明を終わります。

○会長　それでは、今度は資料4の説明をお願いいたします。

○清掃担当主査　どうぞよろしくをお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは、②令和3年度のごみの組成について説明をさせていただきます。

資料4を御覧ください。

ごみの組成分析調査は、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施することができませんでした。令和3年度につきましては、場所や時期を変えて、合計22回実施することができ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、事業系ごみについて実施いたしました。

初めに、燃やせるごみについてです。

円グラフの右側が令和3年度実施結果でございます。生ごみが38%、燃やせるごみが43%となっており、実に約80%が適正に分別されております。残りの約20%が、プラスチック類や紙類など、資源として収集が可能なものが混入されておまして、ごみ減量の余地が十分に残っているものと考えます。

円グラフ、左側に、現計画期間である平成25年度から令和3年度までの平均値を示しております。平均値と比較しても、令和3年度の組成状況に大きな相違は見られませんでした。

次に、燃やせないごみについてです。

資料裏面の upper 段の円グラフを御覧ください。円グラフの右側が、令和3年度実施結果でございます。約50%が適正分別となっております。残りの50%が資源物や禁止物の混入で、円グラフ左側の平成25年度から令和3年度までの平均値と比較しますと、適正分別が進化したものと考えております。しかしながら、平成25年度より、小型家電、金属類を資源として収集開始しておりますが、令和3年度実績では約20%程度混入されており、引き続き適正分別の啓発による資源化促進が必要と考えております。

最後に、事業系ごみです。

事業系ごみは、資料3、令和3年度ごみ減量資源化の状況でも説明のありましたように、収集量は減少傾向にあります。円グラフ右側の、令和3年度実施結果の内訳を分析しますと、生ごみ、資源化できる紙類の混入が多くを占めるだけでなく、本来、可燃ごみに混入してはならないプラスチック類など、禁止物の混入があることも課題となっております。また、生ごみが全体の約3割を占めており、食品ロス削減に向けた生ごみリサイクルの促進が必要と考えます。

円グラフ、左側の平成25年度から令和3年度までの平均値と比較しますと、紙類・紙製容器包装類など資源の割合が増えており、その分その他可燃物の割合が減少しているため、適正分別の推進のための啓発、資源化促進が必要と考えます。

以上で、令和3年度のごみの組成について説明を終わります。

○会長 ありがとうございます。

資料5、お願いいたします。

○計画担当主査（施設） では、続いて、計画担当より、③資源収集量の推移について説明をいたします。

資料5を御覧ください。

多摩市の資源につきましては、ここに記載されている全ての資源ではございませんが、平成3年度から行政収集を開始し、平成20年度からプラスチックを、平成25年度から小型家電・金属類の収集を開始し、平成27年10月からは、市民の資源化センターへ剪定枝受入れを開始してまいりました。ダストボックスでの回収をやめ、袋での収集を開始した平成12年を境に資源量は大きく増加をし、以降は全体量として大幅な増加や減少はない状態が続いております。

品目別に内訳を見ますと、ペットボトルや容器包装プラスチックの収集量や剪定枝の持ち込み量は増加傾向にありますが、近年は特に雑誌、雑紙、新聞につきましては減少をしております。また、段ボールや古布につきましては、令和2年度の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、ステイホームによる自宅での片づけ等が進められ、収集量は増加をいたしました。

裏面を御覧ください。こちらには、資源集団回収の推移を示します。

ごみ減量及び資源の再利用を推進し、ごみに対する意識向上を目的に、昭和56年度から集団回収を実施している各団体には市から補助金を交付しております。集団回収の登録団体数は、平成27、28、29年度の234団体をピークに、令和3年度の登録団体数は229団体となっており、裏面の一番下の表に示す品目の回収が対象となっております。段ボールを除く各品目において減少傾向が続き、特に新聞につきましては、行政収集同様、顕著に減少が見られます。また、古布につきましては、令和2年度に、収集後主な搬出先となる東南アジア諸国での新型コロナウイルス感染拡大の影響によるロックダウンが実施されたことで、国内のリサイクル問屋での受入れを一時的に見合わせていたことで減少となっております。

以上で、資源収集量の推移について説明を終わります。

○会長 廃棄物処理の現状と課題ということで、①から③まで一括して御説明いただきました。皆さんから、何か御質問とか御意見とかございましたらお願いいたします。

B委員、どうぞ。

○B委員 事務局に資料4のこの解釈についてお伺いしたい。資料4の中で、紙類とか資源化可能などということを書いてありますが、随分前も実際に紙があっても衛生用紙やティッシュ、シュレッダーされた紙など、そういったのを紙でカウントするとおかしいのではないかとあった。これは完全に資源化可能という、このとおりでよろしいでしょうか。今、家庭系で非常に問題になっている、自宅勤務で、企業の紙をシュレッダーして家庭ごみで出してしまう、といったものがあるんですが、そういったものや、その辺の絡みはどんな感じなのか。

○計画担当主査（施設） 今質問にありました、資源化可能な紙類の中に、感熱紙ですか、資源化できない紙も含まれているのではないかと、といった趣旨の御質問だったかと思えます。これにつきましては、感熱紙や資源化できない用紙は含んではいない状態なので、あくまで資源化できるものに限ったパーセントが、ここの数値として表れております。

○会長 よろしいですか。なかなか組成調査も大変難しいところがありますよね。

○B委員 判断が難しいので。

○会長 調査をされる調査会社さんによっても、差も出てくるかもしれません。

他にいかがでしょうか。F委員。

○F委員 燃やせないごみのところの燃やせるごみが18%になっていますが、先ほども少し出しましたが、シュレッダーされた紙というのは燃やせない、燃やせるごみでは出せないんですよね、確か。

○G委員 いや、燃やせるごみ。

○F委員 燃やせるごみで良いですか。書類や何かで、そのまま出すと問題があるということで、シュレッダーしたものと、どちらに出したらいいのかなというのを時々疑問に思うんですけども。

○会長 最近では、シュレッダー紙ごみもリサイクルできます。

○F委員 リサイクル可能ですか。

○B委員 可能ですが、個人の方が、やはり誰が見るか分からないで、復元を絶対できないわけではないので、それを懸念される方は、可燃ごみで燃やしていただいて結構だと思います。我々業者も、そのまま出されると、不特定多数の方からシュレッダーが入ったものは燃やします。

○F委員 シュレッダーでも燃やすんですか。

○B委員 事業所から、これはこういう紙のシュレッダーですというふうに排出されれ

ば資源化しますけど、その紙の質が、元の紙が感熱とか何か薬品が乗った紙だったり何か分かりませんから、紙の素材がどんな状態か分からないので、不特定の方から出たものは廃棄します。

○F委員 紙の質にもよるわけですね。

○B委員 はい。何が入っているか分からないので。万が一、例えば感熱発泡とか、点字に使うような紙とか、そういったものが少しでも入ったら、それだけの1本の製紙メーカーでロールのシート全部駄目になっちゃいますので、出どころの分かったものはできます。

○F委員 その辺の識別がちょっと難しいです。

○B委員 なので、行政回収では難しいです。

○G委員 分別ガイドを見てください。ちゃんと書いてありますから。

○B委員 可燃で問題ないと思います。ただ、資源化はできます、出所が分かれば。

○F委員 出所が分かればですね。ただ、色々なものを混ぜてしまうと、よろしくないということですね。

○会長 そういう意味では事業系、排出事業者から出た場合は。

○B委員 直接出た場合は大丈夫。

○会長 リサイクルに回りますよね。

○B委員 それは問題ないです。

○F委員 ありがとうございます。

○会長 では、G委員。

○G委員 組成分析の中の燃やせるごみの組成の中の生ごみですが、生ごみをもう少し分析しているということはないですか。例えば、食べられるのに捨てられている食品ロス系の、賞味期限、袋に入ったまま捨てられているだとか、それから野菜くずだとか、その辺の分析まではしてはいないでしょうか。

○副会長 この前しましたよね。データ出しました。

○会長 事務局からお願いします。

○ごみ対策課長 今手元にすぐには出せませんが、令和2年度に、食品ロスに特化した組成分析調査を実施しております。その分析結果を出すことは可能です。

○副会長 割と手つかずの食品もパーセンテージありましたよね。

○G委員 3年度はやってないということですか。3年度、この資料ではやってないということでしょうか。

○ごみ対策課長 普段は、食品に特化した調査はやっておりません。その年度は、国の補助金を獲得することができまして、100%補助で実施することができたという経緯です。

○会長 H委員、お願いします。

○H委員 2つ確認したいんですが、1つは、この令和3年度の22回のごみの組成の実施というのは、毎年大体ほぼ同じくらいの回数やっていらっしゃるかどうかを教えてください。2ページ目の燃やせないごみの組成の平均値と令和3年度の値を見ると、1つだけ特徴的に減っているのが、資源物の金属類が平均値の16%から3%ということで13%減っています。金属類に関していうと年度によってばらつきがあって、平均すると偶然令和3年度は少なかったということなのか。減り具合が大きいので、逆に燃やせないごみの適正分別が進んだのか、その点教えてください。

○B委員 金属・小型家電の収集品目になったということで。行政回収で資源物の1つとして、金属・小型家電を開始しました。昔はやってなかった、不燃で出していた。

○会長 2013年からやっていますよね。

○B委員 2013年から、別に資源として回収するようになったので、ここでは出てこない。

○H委員 それは、令和3年に始めてではないわけですよね。

○B委員 2013年からずっとです。

○副会長 平成25年は2013年ですか。

○H委員 平成25年度から令和3年だとすると、2013年から2021年の平均との比較なので。

○B委員 今は少し入っているのかもしれませんが。

○H委員 それは1つの要因ということでしょうか。

○B委員 はい。これはもう一気に減りましたから。

○副会長 これは平均なので、最初は皆さん、分別がほとんどできてなかったです。

○H委員 値が小さいということですか。

○副会長 そう。急に変わったので、周知するまでに時間が相当かかったんだと思います。これは、一番新しい令和3年はこの程度までになっているということかなと想像したんです。最初はひどかったです。分別相談窓口に入っているけど、変わっていることは全く皆さん分かってないという感じでした。最初は。

○H委員 2013年からでしたっけ。変わった時期は。

○副会長 2013年からですか。

○ごみ対策課長 はい。

○H委員 もう1つの、場所や時期を変えての22回というのは、令和3年はほぼ同じ回数ですか。それとも減ったのか増えたのか。

○計画担当主査（施設） 回数についてですが、直近でやっているのが令和元年になり、令和元年度は19回になります。平成30年以前は今手元に資料がなくて分かりません。

○H委員 結構です。ありがとうございます。

○会長 他に御質問ございましたら、よろしいですか。

では次の議題に移りたいと思います。④の課題の抽出について、事務局から御説明をお願いします。

○ごみ対策課長 続いて、事務局より、④課題の抽出について説明をさせていただきます。座ったままで失礼いたします。資料6を御覧ください。

ただいま①から③の中で、多摩市の令和3年度の廃棄物処理の現状について説明をさせていただきました。この現状を受けて、中長期的に取り組むべき対応策と課題の整理を資料にまとめましたので、説明をさせていただきます。

まず、中長期的に取り組むべき対応策として、事務局が1つ目に掲げるのは、(1) ごみ処理手数料に関する事項です。多摩市の現行の家庭系ごみの手数料は、近隣市の八王子市や日野市、稲城市と比べて安価な水準となっております。今後、さらなる減量推進や、近隣市との均衡を図る上では、値上げの余地はありと考えております。

次に、(2) 財源使途の明確化について。環境省が定める「一般廃棄物会計基準」に基づく廃棄物会計制度の導入検討が課題となっております。この制度を導入することで、ごみの種類ごとに、トン当たりの処理原価を把握することができ、ごみ処理手数料の適正負担の考慮や、他団体との比較をすることが可能となると言われております。また、一般廃棄物処理に関する事業の財務情報を開示することで、財源の使途を明確にし、市民が減量に貢献しがいのある財源の使い道を提示していくことが重要であると考えております。

次に、(3) 適正な分別に関する事項です。①と②に示しております小型家電・金属類や、雑誌・雑紙の分別回収につきましては、多摩市では、資源として回収することはできますけれども、組成分析の結果からは、小型家電・金属類は燃やせないごみへ、それから雑誌・雑紙類は、家庭系、事業系ともに可燃ごみへ、それぞれ混入が依然として多くあると考えております。今後、資源化率を向上するためには、これらの混入物を適正に分別することでごみ量を減らすことが必要不可欠であると考えます。引き続き、適正分別の呼びかけ、啓発活動

を実施していく必要があると考えております。

また、③ペットボトルの適切な排出についてでございます。キャップやラベルがついたまま排出されているものや、ペットボトルの中身が残っているもの、中の洗浄が必要なものもでございます。これらをごみとせず資源として収集し続けるためには、なお一層の啓発が必要であると考えております。

次に、(4)回収方法に関する事項でございます。多摩市の集団回収登録団体数は、平成27年度から29年度の234団体をピークに、令和3年度までに若干減少しております。資源化率を向上するためには、資源集団回収量を伸ばすことは有効だと考えております。未実施団体への働きかけや啓発を引き続き実施してまいります。

次に、②です。現在、リチウムイオン電池等充電式電池は、リサイクル協力店での店頭回収を行っておりますが、近年は、取り外すことのできないリチウムイオン電池が混入した製品が増えており、適切かつ安全に回収する方法を検討する必要があるとございます。

次に、(5)無料配布プラスチック製品等削減です。前回及び前々回のこちらの審議会で、多摩市プラスチック削減方針について事務局より説明をさせていただいておりますが、使い捨てプラスチックを減らしていこうという取組が①、②でございます。

まず、①無料配布プラスチック製品削減の啓発です。一昨年からレジ袋有料化が進められ、かなり多くの方がマイバッグを持参するようになりましたが、次のステップとして、今年度からプラスチック製カトラリーやストローなどの削減に向けた啓発が必要となっております。また、②エコショップ制度の見直しについて、二、三年ごとに制度の見直しを実施しておりますが、プラスチック製品削減の項目や、リターナブル容器利用の項目等を新設するなどして、基準を見直していくことも必要ではないかと考えております。

次に、(6)みどりのリサイクルに関する事項についてです。多摩市では、平成27年10月から、多摩清掃工場への草枝ごみ持込み手数料の免除を廃止し、つまり有料化し、逆にエコプラザ多摩への市民の剪定枝持込みの受入れを開始しております。これに伴い、資源としての受入れ量が平成29年度を境に伸びましたが、現在はやや停滞しております。市民への周知等が必要だと考えております。また、令和元年度には、草枝資源化プラント設備等改修工事を実施しまして、新たに大型破碎機を導入し、チップや土壌改良材を安定して生産しております。特にチップについては、市内の公共施設や公園の敷地内通路等に、雑草生育防止のマルチング材として、約10センチ程度の厚みで敷設をしておりますが、さらなるリサイクルを推進するためには、このチップのより幅広い利用方法や受入先を検討すること

が重要だと考えております。

次に、(7) 生ごみに関する事項です。先ほど、ごみの組成について説明をさせていただきましたが、家庭系可燃ごみの重量の約4割が生ゴミであり、ここをいかに削減できるかが今後の減量を大きく左右するところであると考えております。市では、既に水切りの啓発を推進するとともに、生ごみ処理機機器の購入費補助を継続しております。また、食品ロスに対する行動、取組などの啓発を推進し、令和2年度から実施しております多摩市食べきり協力店の登録店を増やし、事業者・市民ともに、食品ロスに対する意識づけをすることが必要だと考えております。

次に、(8) 事業系ごみに関する事項です。ごみの組成の約3割が食品ごみ、また同じく3割が資源物、約1.5割がプラスチック等禁止物でございまして、適正分別が大きな課題となっております。

次に、(9) 超高齢化社会への対応。多摩市の人口ビジョンでは、令和12年、2030年度の時点での高齢化率の予想は32.6%と、市民の3人に1人の割合で高齢者となる推計が出ております。今後は、介護を要する高齢者や、高齢者だけの単身世帯が増えることから、ごみや資源を円滑に排出することが困難な方が増えると予想しております。これへの支援の重要性が高まってくることが予想されますので、支援の仕組みと施策の検討が必要だと考えております。

最後に、(10) 中間処理施設に関する事項です。ごみ資源の中間処理施設は、長期間にわたり安定的に、かつ安全に稼働する必要があるため、計画的に施設やプラント設備機器の修繕、整備点検等を行い、大規模改修の際には、機能の見直し等を検討する必要があります。そこで、エコプラザ多摩では、平成29年度に資源化センタープラント設備長期修繕計画を策定し、令和4年度には、一般廃棄物処理基本計画の策定に並行して、資源化センタープラント設備の延命化に関する方針を策定する予定でございます。

以上、(1) から(10) まで10個の項目を、多摩市の一般廃棄物処理の令和3年度までの現状から見た中長期的に取り組むべき課題として、事務局として抽出をさせていただきました。

以上で、課題の抽出についての説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。  
○会長　それでは、皆さんから御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

私から言わせていただいてもいいですか。1)の(1)ごみ手数料に関する事項ですが、ここでは家庭ごみについて取り上げてありますが、事業系ごみについても、事業系ごみ処理手

数料、搬入手数料、についても書き込んでおいたほうがいいのか、という気がします。長期の計画ですので、今から検討、準備をしたほうがいいのかと思います。

というのは、小平市、東大和市、武蔵村山市の地域（小村大地域）ですが、武蔵村山市が家庭ごみの有料化に10月に踏み込みます。それに先立って、既に事業系ごみの処理手数料を38円に引き上げました。このエリアでは、小平市、東大和市の2市も、多分来年早々頃になるとと思いますが、処理手数料を引き上げます。原価ベースでいくと言っていますから、恐らく40円程度にするんじゃないかと思います。そうすると、多摩地域の26市の平均が、小村大が動く前、割り算したら36円くらいでした。これが40円近くになります。そして、現状を見ますと、25円とか安い小平市や東大和市が来年引き上げた時点で見ると、多摩市、町田市、八王子市が35円で一番安いということになります。

こういうことも考えますと、事業系ごみ処理手数料も、今から見直しの検討準備をしておいたほうがいいのかと思います。実際にこれに着手するのは、前回の値上げから10年目ぐらいになって、ちょうどいいです。

というようなことで、できるだけ事業系ごみ処理手数料は原価ベースに近づけると。そして、その狙いは資源化を推進する。特に食品の、食品ごみの資源化を促進するというようなことで、今から検討の対象に入れておくという、そんなことも実は先ほど事務局と会長、副会長とで打合せをしたときに、やはりこれは入れたほうがいいのかと閃いたもので、発言させていただきました。いかがでしょうか、皆さん。B委員。

○B委員 中長期というよりも、短期的に、かなり差し迫った状況なので、あまり中長期ではないと思う。

○会長 来年になったら一番低いレベルというようなことになるのは間違いないですから。

○B委員 その辺の雰囲気は書いても平気だと思います。

○会長 そうさせてください。皆さんからも何か御意見。H委員、お願いします。

○H委員 今の事業系ごみに関して、もう1回さっきの資料4の事業系ごみの組成のところを見ると、この中で事業系ごみとして出しているのは、禁止物のプラスチック類その他だけではなく、今のお話を伺うと、いわゆる資源の事業系のごみも、本来は資源として出すのが正しい、適正分別が徹底されれば。という理解でよろしいですか。

この4の資料によると、令和3年度で、事業系ごみの組成はその他可燃物が23%で、生ごみが28%、この51%は事業系ごみとして出して良い、資源化容器包装、紙製の容器包装の1

0%と、紙類の22%、この32%は、本来は事業系ごみじゃなくて資源として出して欲しい。さらに、この禁止物というのは、そもそもごみとして出してはいけない、という分け方ですか。

○会長 基本的に事業所から出る資源物ですが、これは既にエコプラザに持ち込んで、という形ではないです。

○B委員 事業系の場合、プラスチックはまず産業廃棄物となるので、多摩市では受け付けていない。これが禁止に多分なっていると思います。

紙類に関しても、小規模事業者に関しては、皆さんの10kg/日、都内でも今、大体10kg/日ということで、2階に住んでいて、家の1階で八百屋をやっているとか、そういったレベルの方は、皆と同じ収集に出して良いですけど、それ以上の方は、自己処理が原則なので、こういった書き方になっている、と思う。

小規模事業者は市民と同じで出して良いが、エコプラザ多摩では持込量は、100kg/月まで資源物を持ち込んで良いなど、そういったルールはあります。

○H委員 これを思ったのは今後の対策について、課題の事業系ごみに関する事項に関して言えば、この組成の分析からいくと、結構メスを入れられる部分が多い気がします。例えば禁止物であれば、本来禁止であるものが17%も、実はここ何年間も変わらずずっと入っているとしたら、事業系に関しては、一般家庭ごみの出し方よりももっと強力に行政から要求・指導等、出せるのでは。

なので、具体策、課題の8番に関して言えば、今の取扱い手数料、処理料の値上げとも関連して、具体的に対策が打てるのでは。

○会長 課長から説明していただけますか。

○ごみ対策課長 資料4の3) 事業系ごみの組成の令和3年度の組成分析結果で言いますと、まず、左上の禁止物(プラスチック類)、これにつきましては、先ほどB委員のほうから御説明のあったとおり、これは本来、行政の収集には入ってはいけないもので、事業者であれば産業廃棄物として処理すべきものということになります。

その前の資源(紙製容器包装類)(紙類)、これらについては、ごみではなくて本来資源としてリサイクルすべきものという意味で、事業系可燃には入れるべきでないものになります。

次に、生ごみについては、事業系の可燃物で間違いありませんが、リサイクルしてくれる事業者さんがいますので、極力、事業系の生ごみもリサイクルしてくださいというお願いを

今も続けており、この現状で28%もまだ残っているというのは、まだまだ啓発の余地がある、というのが私どもの分析です。

○会長　　ここところが、結局。

○B委員　　難しいですね。

○会長　　事業系ごみ処理手数料を原価ベースに近づけて清掃工場に持っていくよりは、資源化、飼料化、堆肥化へ持っていったほうが安い、あるいは同じ位のコストで済むと。それでは資源化に回そう、というような気持ちになっていただくことで、この組成を変えていこう、生ごみを縮小する、資源の比率を高める、ということです。堆肥化、飼料化されたごみは、これは民間ベースですから、市が受け入れるごみではないので出てこない。

先ほどB委員がおっしゃったように、市が収集する1日の排出量が10キロ程度の小規模な事業系ごみについては、有料でごみの収集手数料も家庭用より大分高いです。何倍か高いが、資源物についても有料の指定袋で収集してあげると。結局それは収集ごみで、主として家庭ごみですが、一部、小規模事業者のごみも含まれる。このような形になります。

○B委員　　ここで言う事業系の組成は、おそらく許可業者さんが色々な事業者さんから集めてきたものの組成だと思いますが、そのような解釈でよろしいです。

○H委員　　あくまでサンプルということですよ。令和3年度は、22拠点、22回組成分析を行った中の事業系ごみはそのうちの3回か4回か、あるいは10回か分からないけどということですよ。あくまでも全体の実績ということではなくて。

○B委員　　はい。

○H委員　　あくまでも抜き取りサンプルの抽出したものということですね。

○B委員　　実際に見たものだと思います。全部がこの比率かどうかは分からない。

○H委員　　それはちょっと分からないというわけですね。

○B委員　　許可業者さんも、色々業者は競合しますので、あっちの業者が隣にいらっしゃいますけど、あっちのほうが安いよって、この間まで持って行ってくれたのに、何でこっち持って行ってくれないんだよとか、いろいろ商売上の問題があるので、一概になかなか厳しい部分が、民々でやっていますから。

○D委員　　今の問題ですが、多摩市にはエコショップ認定制度というのがあります。エコショップ認定制度の中で、生ごみ関係、焼却ごみの中の生ごみ関係を入れてない。つまり、焼却炉の中に入れてない店というのが、どれだけが入っているかというのは分かりません。反映してないんですよ。そういう点をきちんとすれば、もっと効果があると思っています。

そういう零細な店が、生ごみを多摩市に入れているわけです、焼却炉に。それをもっと排除できるような仕組みを提案してあげて、仕組みをつくってあげることが大事では。これは、受け入れるか入れないかという問題よりも、そういう提案をして多摩市の中の事業者を支援するという立場でやったらどうかと思っています。そのやり方は既にもう出来上がっていますので、指導していければ大丈夫だと思います。という提案です。

○会長　結局それは、許可業者さんに収集してもらいなさい、という形でしょうか。許可業者さんは清掃工場に持っていきます。

○D委員　それを持っていかせないような仕組みを考えないといけない。

○ごみ対策課長　許可業者さんに処分を委託するような大規模事業者さんに対しては、立入調査を毎年やっており、その際に、まだまだ資源化余地がある事業者については指導をさせていただいております。

そのような中で、生ごみについては特に近年力を入れており、肥料化の工場などを紹介し、正確に言うと、そういう肥料化が可能であるという、そういうところに許可業者さんに委託することも可能ですよという、そういう紹介をさせていただいているということです。

実際、そういうことで、従来であれば生ごみを燃やせるごみにしていた事業者さんが、許可業者さんとの御協力の下で、肥料化でリサイクルするようになったという、そんな実績も出てきているところです。

エコショップ制度については、エコショップに対して排出者としての責任を求めたりチェックしたりという制度ではないので、制度としては違うんですけども、そういった生ごみの削減という視点も必要な視点かもしれませんので、そこはまた審査会委員の皆さんと検討していきたいと思っています。

以上です。

○会長　ありがとうございました。他に御意見、どうぞ。

○D委員　生ごみの比率というのが非常に高いです。事業系ごみの組成の中にある28%です。つまり、3割近くは生ごみ系統のごみだと。これが相当入っているわけです。

こういうのに対して、これが一番多いわけですから、やっぱりこういうきちんとした指導をもっとしていったり、生ごみをどういうふう処理していったらいいかというのを支援するといいますか、そういう立場に立って指導してもらえればありがたいです。

○会長　生ごみの資源化について、市として助言をしていくと、こういう趣旨ですよ。全くそのとおりだと思います。

- B委員 それは飲食店……。
- 会長 そうですね。
- B委員 ラーメン屋さんとか中華飯店とか、飲食店が。
- 副会長 聖蹟桜ヶ丘は飲食店が多いですけど、委託された許可業者さんがまとめて回って、生ごみだけ集めて資源化の工場に運ぶとか、環境とか、そういうルートというのは、どういふふうにしたらできるんですか。
- C委員 実際のところを言いますと、やはり生ごみだけの収集となりますと、適正にそれが生ごみであるというのが本当に判明すれば、非常にいいエコに貢献できると思っております。しかしそれに対する、今のパッカー車は、どんな袋を入れても、詰めれば詰めるほど中で破裂していくというようなこともありますし、生ごみ収集というのは、水をちゃんと切った状態、専門に集められる収集方法、これらが確立できた状態におければ非常に効果が期待できると思っております。我々も、そういったものが定着するようであれば、ぜひそういったものに協力したいと思っておりますが、現状非常に難しいというところはあります。
- 会長 まずは、資源化施設が近所にあるというのが大前提です。そうすると、先ほど副会長がおっしゃったような、分別された形で集めていくということは十分考えられます。
- 副会長 分別をしていただいたお店、例えばラーメン屋さんとか飲食店の、きちんと分けて、割り箸なんか入れないできちんと生ごみにしたところはイズミ環境に運んでいける、という、そういうところを多摩市が何か補助するとかできないですか。それをモデルにしたらどうかと思います。せっかく収集業者さんもあるし、イズミ環境も近くにいますから、何か1つそういう、多摩センターでもいいですし聖蹟でもいいですけど、そんなふうにしたらすっきりしますけど。
- D委員 そういうのはエコショップ認定にも反映していないですよ、今のところ。
- 副会長 それとエコショップはまた違います。飲食店はエコショップに入っていない。スーパーや小売店です。
- 会長 食べきり協力店の制度が。
- 副会長 それも並行して、一緒にして。そういうモデルができたらいと思います。
- B委員 都内も食べきりで、厨芥ごみ出さないように頑張っています。
- 副会長 少し気になるのは、先ほど飲食とか小規模な事業者さんでも、収集されていて指定袋を使ってないところが結構あるのでは。それが気になっていますが、事業系の指定袋について市では把握していますか。

- 会長 つまり、家庭用の指定袋で出しているということ。
- 副会長 高いのを使っていないんじゃないですか。それを1回、ちゃんと調べるべきだと思っています。普通の家庭の袋で出しているお店、結構多いです。道端で見ると。美容院など、色々なところが普通の私たちの家庭ごみで出しています。そこを、1回ちゃんと台帳調べてチェックするべきと思っています。
- 会長 指導員さんを置いて、指導員さんが回ってチェックをするということをやっている自治体、武蔵野市はその辺をやっていましたけども、東京23区でも指導員さんを置いてやっていますが、多摩市の場合はどういう状況ですか、その指導について。
- ごみ対策課長 現状、小規模の事業者さんに対して立ち入って調査は行っておりません。
- 副会長 かなり多いのと、道歩いていても感じます。
- B委員 マンションと一緒にいると、マンションの1階で飲食店だと分からないですね、どの部分か。プラスチックは家庭系の袋で出していいことになっていますが、可燃、不燃は全く別な袋ですから、小規模事業者用の袋は1枚が高い、何百円もします。
- 副会長 そうです、高いから。
- B委員 マンションの中で入れられちゃったら分からないです。
- 副会長 一戸建てみたいなお家でやっているような飲食店も普通のごみで出しています。
- B委員 それはまずいですね。
- 副会長 よく見ます。まず、そこのルールは少し頑張って守ってもらわないと、と感じます。大規模事業者に対しては、立入りが何回かされているから、そこはそこで、もう当たり前です。
- 会長 H委員、どうぞ。
- H委員 資料4の事業系ごみの組成のところに戻りますけど、サンプル数22件のうち、事業系ごみはこのうち何件ぐらいあって、その内、今話題に出た、小規模なのか、大規模は全く除いてあるのか、その辺が分かれば教えて欲しいです。
- B委員 生ごみが4分の1も入るといって、あまり大規模オフィスでは考えられないです。
- H委員 事業系らしからぬ何か。
- B委員 飲食店がかなり入っている。

○H委員　あと、禁止物が多いというのも、個人の家であれば、行政指導言われたって知らないで勝手にというのはあるんだけど、事業系であれば。

○B委員　多摩センターとかの大きなオフィスは、非常に厳しくやっていますので、ないです。やっぱり個人の飲食店。これは、そんなの分けてられないよという感じで。

○H委員　イメージとしては分かります。そういうふうに説明を伺うと。

○B委員　許可業者さんも、そういうのを断るわけにもいかない、商売上。

○副会長　普通に家庭で分別しているじゃないですか。だけど、例えばですよ、ベルブ永山が入っているあそこなんか、結構ごっちゃに集めている。だから、分けなくてもいいのよみたいな、ちょっと聞いたりするんです。だから、裏はどうなっているのかなと思うんですよね。資源化できるものときちんと分けて許可業者さんに委託しているんだったら分けてくださいと言うべきですけど、多分、可燃は可燃で何でもごちゃごちゃと持っていくんです、きっと。そういうところからだと思うんです。許可業者さんに指導なのか、全体のオフィスなり入っているそのテナントさんのあれなのかと。

○D委員　真面目にやっている事業もあります。例えば、松屋は、持ってきたいろんな野菜類を配達します。その帰り便で生ごみを持って帰って、自分のところで堆肥化しています。それは、富士山麓に工場ありますし、ちゃんと堆肥工場がありますから、野菜もそこで処理して、カットして配給していますから、そういうことができると思います。

○会長　事務局からお願いします。

○計画担当主査（施設）　H委員から御質問いただきました事業系ごみの組成分析の回数につきましては、昨年度は22回中4回になります。

○H委員　要するに、22回中18回は家庭ごみをやって、4回は事業系をやっているということですか。

○計画担当主査（施設）　はい。

○H委員　なるほど、分かりました。

○会長　F委員、どうぞ。

○F委員　生ごみの場合、前々から、生ごみ中の水分ですよ。これが多いと、やはり焼却するのにどうしても大変で、燃料がかかるということで、できれば水を切るということで、具体的にこの案の中にも推奨するというようなことが書いてあるんですが、実際にどういう方法でどのくらいそれが進んでいるかということ。特に事業系の場合、先ほど言った小規模のお店や何かを出すときに、そこをちゃんとやってくれていけばいいけど、そのまま出し

て袋に詰めて家庭用として出されたら、結構、事業系のものは水分が多いと思うんですよね。そんなに水切らないで、そんな手間なんかかけてられないですから。家庭なんかでも、忙しい方なんかも、水切りかごの中に入れて、それで自然に水が切れる場合はいいですけど、あれは置いておいても、なかなか水を切れないんですよね、やはり絞らないと。そういう具体的な方法というものをもっと推奨することによって、例えば生ごみの中の水分が5%なり10%少なくなればそれだけ軽くなるし、また燃焼する経費も少なくなると。ここにあるダンボールコンポストみたいなこともありますけど、なかなかそこまでやれる方というのは、かなり理解している方じゃないと難しいし、特に団地で、ベランダでやっても、出来上がった堆肥をどうやって処分するんだということになると、なかなかそれを公園に行って捨てるわけにもいきませんし、その辺の庭のある家庭はいいですけど、ない上層の小さな狭いベランダではなかなかできないし、やり方によっては臭いが出て近隣に迷惑をかけるということもあります。特に発酵するときに出ますので、相当うまくやらないと、この臭いは嫌いな人はかなり気にしますから、その辺の問題です。私も実際に職場でそういうコンポスト、大規模なコンポストをつくってやっていますけど、やはりかなり気をつけていても臭いはあります。どうしても出てきて、近くにいると、やっているなというのが分かるというようなことですから、それなりの環境がないと、なかなかダンボールコンポストも難しいという気がします。

それから、バイオマスの話がここに少し出ておりましたけども、多摩市としては、バイオマスをやるだけの規模の施設ができるかどうかですね。これもかなり場所的なものを選ばないと、やはり臭気という問題が出てきますので、その辺の問題も、検討されるときには、立地条件を相当検討しないといけないような気がいたします。

私、もうかなり前ですけども、関西のほうのある市で、生ごみだけを回収して、それでコンポストで堆肥にしてそれを還元するということを。ただ、生ごみの回収は、家庭ごとに皆さん、きちっと分別をして、生ごみだけを玄関先に出しておいてもらおうと、それを業者さんが集めてきて、それを大規模なコンポストでやるということで。言ってみましたら、施設が室内に、建物の中にあつたものですから、ほとんど外から分からないし、臭いも、脱臭していただきましたので、ほとんど気にならなかった気がいたしました。今はやっておられるかどうか分かりませんが、市としてそういうことをやっておられたところがありました。以上です。

○会長　　ありがとうございました。

今日初めてご出席のE委員、I委員も、御意見ございましたら、多摩市のごみ減量について

で御意見をお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、I委員のほうから。

○I委員 初めての参加ということで、まだ議論の細かいところまでなかなかついていけないところがございますけれども、先ほど議論になっておりました生ごみの件で申し上げますと、堆肥化するとか、メタンガスを取るとか、バイオマスのエネルギー化するとかというようなことがいろいろ検討もされているようなかと思えます。

今後、食品、生ごみに関しての収集の在り方、それから削減については、恐らく、またさらに議論が深まっていくことになるかと思えますけれども、私、清掃工場で仕事をしているということで申し上げますと、この検討の課題の抽出のところかというと、(10)の中間処理の施設を担当しているということになります。そうした中で、生ごみの処理とか、そういうところも中間処理ということで取り扱っていくということになるのかなと思ひながら、皆様のお話を伺っておりました。

そうした中では、町田市が新たな清掃工場をつくりまして、そちらでは、可燃ごみを1回バイオマス化して、バイオマスの燃の基にするんですか。メタンガスを取り出して。その後、焼却処理するという新しい施設を町田市は建設したと聞いているところです。まだ実際に施設のほうとか詳しいことは見てはいませんが、私の立場からすると、この(10)中間処理施設に関する事項のところ、生ごみを含め、今後のプラスチックの問題とか様々なところで、中間処理の在り方がこれから大きく変わっていくのかなということも考えられます。

そうしたことでは、この中間処理施設に関する事項、2点ありますけれども、資源化センターのプラントのこと以外も含めて、多摩ニュータウン環境組合が管理しております多摩清掃工場ですとか、ほかの施設も関わってくるかと思ひますが、その辺りのところも含めた課題の抽出ということをしていただけると、多摩市のごみが処理しているのは様々なところで処理しておりますので、それも視野をちょっと広げていただくというのも必要なのではないかというふうに感じたところでした。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

E委員も、何か御意見ございましたらお願いします。

○E委員 私も、ついていくのがやっという感じですが、先ほどの生ごみについて、私は去年こちらに引っ越してきました、ごみの年間の表と出し方の冊子を全部読み込みましたが、確かにごみの水切りについて書いてあった覚えがなくて、外国人とかも多いので、絵で中に載っていると、文章を読み落としていたりするので、そういうのを変えていっていた

だけたら、外国人も主婦の人もすぐ分かるかなと思いました。 以上です。

○会長 ありがとうございます。世界的に見れば、発展途上国を中心に、最近では中国も焼却施設を大都市の中心に導入するようになりましたけれども、それまでは埋立てなので、分別必要ないし、ましてや水切りも必要ないというようなことで、外国からいらっしゃった方はあまりそういう発想として水切りはないかもしれないです。分別は、こういうふうに分けると、恐らくアパートの管理人さんから説明はあったかと思うんですけども。外国人の方は増えてきていますから、分かりやすい外国語のガイドブックとかお作りいただいて、一番重要なのは、管理人さんの指導、これが一番重要です。管理人さんに、入居の時きちんと説明していただく。日野市は、有料化のときに不動産会社に働きかけて、連携しながら周知に努めたというお話を伺ったこともあります。ありがとうございました。

○副会長 思い出したんですけど、水切りの話で、家庭ごみの有料化のときに、やっぱり皆さん、ごみに目が行くじゃないですか。そのときに、初めて市民の方で、当時、一生懸命やっていた係長がいて、片手で1億、両手で3億とか言って、本当かどうか分からないんですけど、計算してほしいんですよ。それだけ水を切ると、片手で切ると1億円の税金が安くなる、両手で切ると3億と言ったものだから、市民の方はすごく思っちゃった。すごいって。それで、イラストが今でも、帰りに見て行ってほしいんですけど、ごみ対策課のカウンターのところにその方が書いたイラストがあります。しばらく職員が使っていたことがあります。こういう市民の方が描いてくれましたって。あれは本当にインパクトあったので、もう1回数字を計算してやってみませんか。それぐらいしないと、市民は絶対に、イラスト描いていたって駄目だと思う。おとなしイラストで、水滴が漏れている。それはちょっとあんまり。そういうことじゃないと市民が動かないじゃないですか、気持ち。はっきり言うと。私たちの税金がこれだけ減るのよと言ったら、ああ、そうと思いますよね。そんな工夫してください。よろしくお願いします。

○D委員 市民がその気になるような政策を市として、行政として出してあげればいいわけです。生ごみだけ入れます袋とか。今まで入れません袋をつくったけど、入れます袋で、それで回収するとか。

○副会長 そうするといっぱい出ちゃうから、あんまりよくないと思う。

○D委員 例えの話です。

○副会長 例えね。何か意識を持たせる。

○D委員 そういうこともあるし、もう1つは、多摩市の隣に堆肥製作の工場ができてい

るわけです。八王子は給食ごみは全部そこへ出しているわけですけど、そういうことをもつと本気で考えていかないと、段ボール箱だけに我々やっていますけど、段ボールだけに頼っているような政策じゃ駄目だと。

○副会長 あれは啓発の1つなので。

○D委員 あれはあくまでも啓発ですから。

○副会長 数字に表れないと思う。

○D委員 そういうふうに、ぜひやってもらいたい。

○副会長 さっきおっしゃったのは、あしたやさんが全部引き取ってくれるので、使い道がないのは。あしたやという、ダンボールコンポストをつくってもらっている諏訪商店街の。そういうルートを私たちがつくったんです。全部引取りますという。だから、それが余るからできませんじゃなくて、引き取ってもらって、私たちが昨日も花壇植えましたけど、そういうところで使っているんです。ですから、そういう心配はないです、段ボールコンポスト。

○F委員 先ほど言いました水切りも、私、前にプリントで提案しましたが、こういう板みたいなものでぎゅっと入れて挟めば、手で握ると手が汚れますから、挟んで簡単にできるようなあれが、他の札幌とか、あちらの市でそれを推奨しているところもあるんですよ。そういうものをいろいろと資料を集めて、一番多摩市として使いやすいものを格安で販売するか、あるいは何らかの形で無償で配るとかすれば、かなり進むんじゃないかと思います。

○D委員 あの大都市のニューヨークが生ごみを集めています。それで堆肥化しています。だから、できないことはない、やる気になれば。10年ぐらいかかっているんですけど、実際やればやれないことはない。やる気になるかならないかだけで。

○副会長 アメリカも生ごみは出せないことになっています。

○F委員 今、大規模なコンポストもかなり性能がよくなってきていますから、臭気なんかも出さない密閉型も出てきていますから、そういう業者の人も幾つかありますので、そういうところとあれして、多摩市で果たしてその施設をつくるだけの生ごみの量が確保できるかどうかですよ。

だから、その辺は今言われたように、八王子ですか、そういうところとタイアップして。

○D委員 今、八王子につくった堆肥センターがありますから、そこはまだたくさん入ってないですから、ぜひ使っていくような仕組みを考えてあげるとするのが大事だと思います。そういう提案をすればいいんで、何も全部引っ抱えることはないわけですから。

○F委員 そういう施設があって、量的にまだ入る余裕があれば。ただ、あんまり量が少

ないと、コンポストも機能を発揮しませんので、やっぱりある程度量がきちっと集まらないと稼働できませんから。

○D委員 日量5トンから10トン処理できますから、大丈夫です。

○F委員 たしか青梅市で、業者さんで専門でそれをやっているところがあったと思います。

○D委員 あります。

○F委員 見たことあります。東京都でも、そういう施設、試験的にいろんなタイプのものをつくって試験やっていますよね。

○会長 A委員、何か御意見ありましたらお願いします。

○A委員 1点だけコメントをしたいんですけども、課題の抽出のところで、まず、中長期的に取り組むべき対応策ということで2点挙げられています。中長期的ということを考えて、このごみ減量政策というのは、基本的には、もっと広い視点の地球環境への対策の一部だということがあると思います。そういうこともあって、プラスチック問題の対応としてプラスチック資源循環法というのが施行されているところですし、SDGsの1つの目標であります食品ロスの問題についても、食品ロス削減法というのがつくられているということを考えますと、中長期的に取り組むべき対応策として、単にごみゼロということじゃなくて、地球環境問題への対応ということで、例えばSDGsの中での位置づけといった形で、この中長期的な対応策というのを位置づけると分かりいいのかなというように思います。以上です。

○会長 ゼロカーボンシティ宣言もされていますし、その視点は非常に重要です。ありがとうございます。B委員、どうぞ。

○B委員 資料6で非常に課題がまとまっていてすばらしいと思います。

付け加えられるかどうかなんですが、9番の高齢者の問題ですが、昨今、都内では、収集がまず、区の職員が収集に当たっています。雇上のトラックが集めて歩くというスタイルで、区の職員が、実際に高齢者のところに見守りがてら運ぶとかそういったことはあるんですが、多摩地域はほとんどが委託ですから、その辺がちょっと難しいと思うので、高齢福祉課や障害福祉課など、そういったところともっと縦割り除いて連携を取って、実際に収集回られる方はその辺の費用負担が出てきますから、効率悪くなるので、そういったところと縦割りを除いたところで収集費用の一部を見るとか、そういった考え方もできるのではないかと、できないものかというのを加えられないかというところです。都内は、かなりそういったと

ころを問題にされているので、委託ならではの問題点を。

○F委員 団地によって、私は鶴牧なんですけども、やはり私のところでも、世帯主の平均年齢が75歳という。周りを見ても大体70歳で、今団地管理組合ですけども、高齢化して、管理組合の役員のなり手がいないという。みんな高齢化して、なかなかそういう活動もどうしたらいいかというのが非常に問題になってきています。

しかし、具体的な解決策は一切、見つからないということで、今言われたように、例えば4階建てと、場合によっては5階でエレベーターのない建物というのは結構あります。若いときは5階のほうが見晴らしがいいからと5階を選んだ方で、そのまま高齢化すると、生ごみだとかごみを持って1階まで下りて、その後収集の場所まで運ぶというのは、見ていると声をかけたくなるような方は結構見受けられます。

ですから、ごみを、特に重い生ごみなんかを持って階段を下りて集積場まで持っていくというのは、これからかなり厳しくなる可能性が十分あると思うんです。そういう対策、あるいはそれを団地内で、若い人がそれを手伝ってほしいという依頼があれば、若い人でもそれをサポートできる方法、それを個々のところできるように、市として働きかけるというのも1つの方法かと思います。

○会長 このごみ出しについて、課長からお願いします。

○ごみ対策課長 今、両委員からお話のあった高齢者への支援につきましては、現在でも、粗大ごみについては、65歳以上の高齢者のみの世帯、及び身体障害者のみの世帯で、所定の場所へ粗大ごみを出すことが困難な方に対しては、委託業者さんをお願いしまして運び出しを支援していただける制度が既にございます。

ただ、現在、課題となっておりますのは、粗大ごみでなくて、普通の指定袋で出すようなごみについても、自分の家から指定場所まで出すことが困難な高齢者の方がいらっしゃる、そういう方への支援をどうするかというのが次の課題でして、これにつきましては、B委員の御指摘のありましたとおり、今後ごみ対策課としましても、福祉の所管課と協力いたしまして、対策を考えていきたいと考えております。

○会長 ありがとうございます。

○F委員 これは、粗大ごみの持ち出しの場合には経費がかかるんですか。依頼した場合には。

○ごみ対策課長 特にそのためのお金はかかりません。

○F委員 無料でやっていただけるわけですね。

○副会長 運び出しは。

○会長 ありがとうございます。

時間になりました。貴重な建設的な御意見を多数頂戴いたしましたので、ただいまいただいた意見を参考にしながら、さらに計画策定に向けて事務局で作業を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後の次第3、その他に移りたいと思います。ここは、次回の審議会についてです。お願いします。

○計画担当主査（施設） 委員の皆様、本日は本当にお疲れさまでした。また、今日は御出席いただきまして、ありがとうございました。

最後に、事務局より、令和4年度第2回の審議会開催について御案内をさせていただきます。前回、2月に開催した審議会の際には、令和4年度第2回審議会を6月23日木曜日、14時から開催しますと御案内をさせていただいていたところではありますが、事務局の都合で、大変申し訳ありませんが、6月の市議会の委員会日程と重複してしまった関係がございまして、7月の7日木曜日の14時からに変更させていただきたく思います。市の都合で大変申し訳ございませんが、どうぞよろしく願いいたします。

並びに、その次が、8月に審議会を開催したいと考えております。8月につきましては、まだ決定ではないので検討段階ではありますが、8月19日金曜日、25日木曜日、26日金曜日、この3日間のどこかで開催をしたいと考えております。いずれも14時からの開催時間で、同じこちらの会場で行う予定です。

○会長 ありがとうございます。

○計画担当主査（施設） よろしく願いいたします。

○会長 次回、7月の7日木曜日、14時からに変更になりましたので、御予定にきちんとお入れいただくようお願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

— 了 —